

令和7年度 第2回愛知県予防接種基礎講座

愛知県の予防接種に関する取り組み

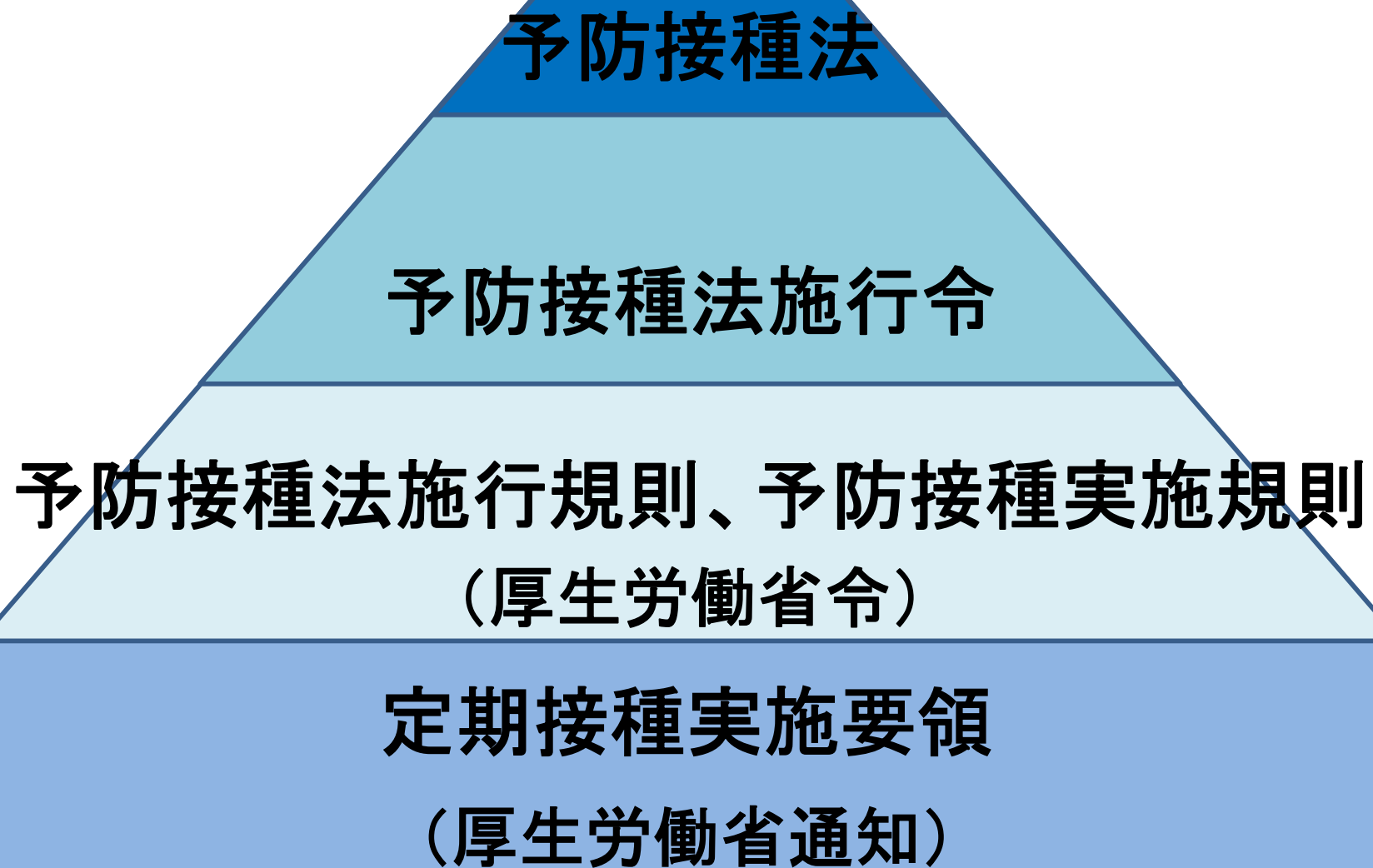
・ 接種間違いを防ぐ工夫

愛知県 保健医療局 感染症対策課
調整・ワクチングループ

本日の内容

- 予防接種の間違ひについて
- 予防接種健康被害救済制度について
- 最新の予防接種施策について(情報提供)

予防接種に関する法令等



予防接種の間違い事例の報告について

用法用量の誤り
有効期限切れワクチン
血液感染を起こしうる場合 等

重大な健康被害につながるおそれ

ある

ない

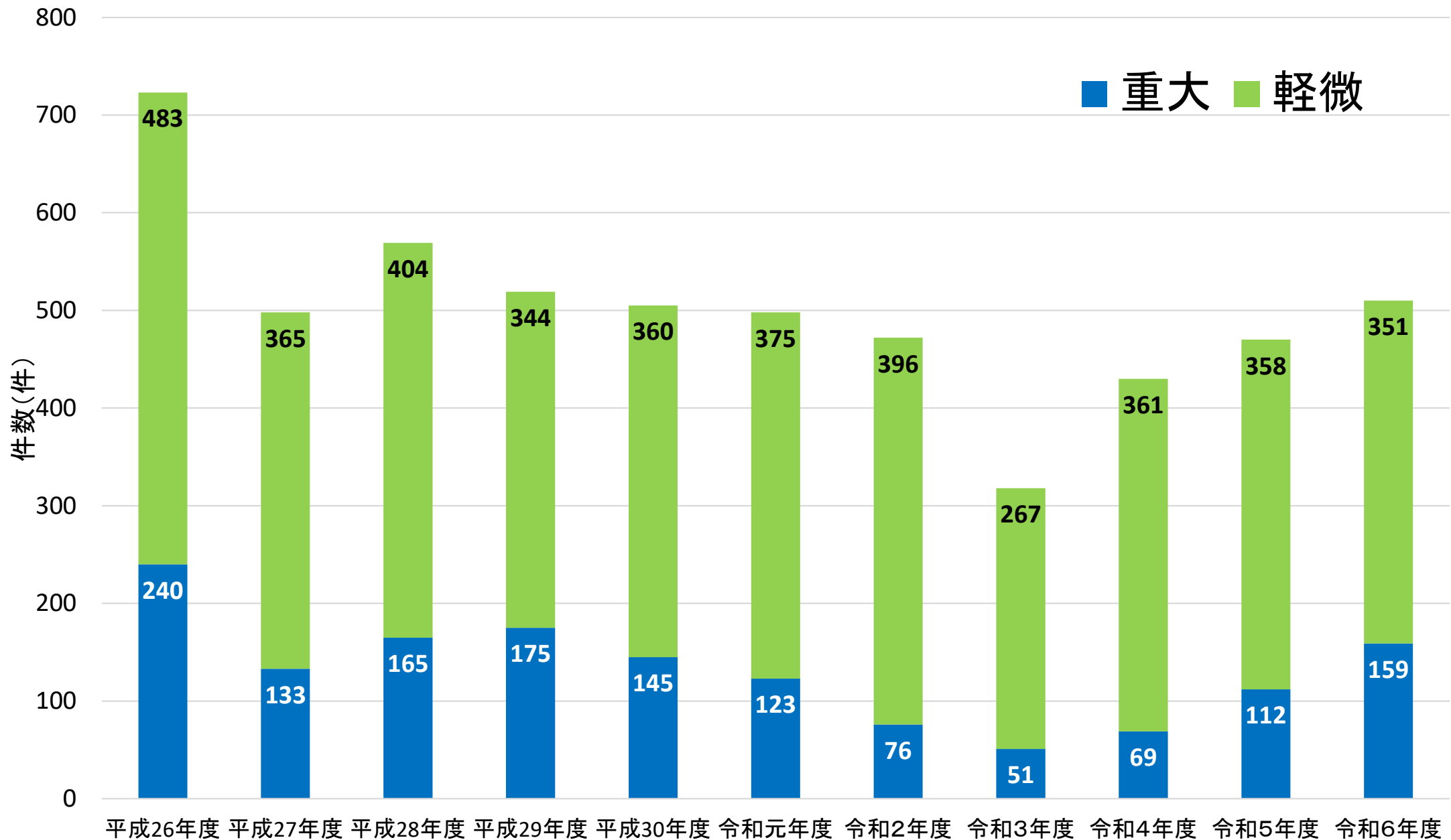
以下の内容を速やかに報告

- ① 予防接種を実施した機関
- ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号
- ③ 予防接種を実施した年月日（間違い発生日）
- ④ 間違いに係る被接種者数
- ⑤ 間違いの概要と原因
- ⑥ 市町村長の講じた間違いへの対応
（**公表の有無**を含む。）
- ⑦ 健康被害発生の有無
（健康被害が発生した場合は、その内容）
- ⑧ 今後の再発防止策
- ⑨ **市町村担当者の連絡先**
（**電話番号、メールアドレス等**）

当該年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間）に発生した間違いを取りまとめの上、翌年度に報告する。

接種間隔の誤り など

本県における予防接種の間違い報告<推移>



令和6年度予防接種の間違い報告<全体>

間違いの態様	件数(件)	割合(%)
接種間隔誤り	279	54.7
不必要な接種	70	13.7
期限切れワクチンの使用	52	10.2
ワクチン間違い	23	4.5
接種部位・投与方法誤り	14	2.7
対象者誤認	11	2.2
接種量誤り	7	1.4
接種器具の不適切使用	1	0.2
血液感染を起こしうる間違い	1	0.2
その他	52	10.2
総計	510	100

ワクチンの種類	件数(件)	割合(%)
HPV	146	28.6
MR	63	12.4
日本脳炎	59	11.6
ヒブ	50	9.8
小児用肺炎球菌	41	8.0
B型肝炎	27	5.3
コロナ	24	4.7
DPT-IPV-Hib	19	3.7
水痘	18	3.5
ロタウイルス	16	3.1
インフルエンザ	13	2.5
高齢者肺炎球菌	10	2.0
DPT-IPV	6	1.2
DT	5	1.0
BCG	5	1.0
帯状疱疹	4	0.8
おたふく	2	0.4
風しん	2	0.4
総計	510	100

令和6年度予防接種の間違い報告＜重大・軽微＞

＜重大＞

間違いの態様	件数(件)	割合(%)
期限切れワクチンの使用	47	29.6
不必要な接種	44	27.7
ワクチン間違い	14	8.8
接種部位・投与方法誤り	13	8.2
対象者誤認	10	6.3
接種量誤り	6	3.8
接種間隔誤り	4	2.5
接種器具の不適切使用	1	0.6
血液感染を起こしうる間違い	1	0.6
その他	19	11.9
総計	159	100

＜軽微＞

間違いの態様	件数(件)	割合(%)
接種間隔誤り	275	78.3
不必要な接種	26	7.4
ワクチン間違い	9	2.6
期限切れワクチンの使用	5	1.4
対象者誤認	1	0.3
摂取量誤り	1	0.3
接種部位・投与方法誤り	1	0.3
その他	33	9.4
総計	351	100

令和6年度予防接種の間違い報告<重大・軽微>

<重大>

ワクチンの種類	件数(件)	割合(%)
MR	43	27.0
日本脳炎	29	18.2
HPV	23	14.5
DPT-IPV-Hib	13	8.2
コロナ	13	8.2
小児用肺炎球菌	12	7.5
ロタウイルス	7	4.4
ヒブ	5	3.1
DT	4	2.5
高齢者肺炎球菌	4	2.5
B型肝炎	2	1.3
DPT-IPV	1	0.6
インフルエンザ	1	0.6
BCG	1	0.6
水痘	1	0.6
総計	159	100

<軽微>

ワクチンの種類	件数(件)	割合(%)
HPV	123	35.0
ヒブ	45	12.8
日本脳炎	30	8.5
小児用肺炎球菌	29	8.3
B型肝炎	25	7.1
MR	20	5.7
水痘	17	4.8
インフルエンザ	12	3.4
コロナ	11	3.1
ロタウイルス	9	2.6
成人用肺炎球菌	6	1.7
DPT-IPV-Hib	6	1.7
DPT-IPV	5	1.4
BCG	4	1.1
带状疱疹	4	1.1
風しん	2	0.6
おたふく	2	0.6
DT	1	0.3
総計	351	100

令和6年度予防接種の間違い報告<接種間隔誤り>

ワクチンの種類	件数(件)	割合(%)
HPV	118	23.1
ヒブ	43	8.4
日本脳炎	26	5.1
B型肝炎	21	4.1
MR	17	3.3
水痘	16	3.1
小児用肺炎球菌	15	2.9
ロタウイルス	8	1.6
DPT-IPV	4	0.8
帯状疱疹	4	0.8
DPT-IPV-Hib	3	0.6
BCG	2	0.4
高齢者肺炎球菌	1	0.2
おたふく	1	0.2
総計	279	55

令和6年度予防接種の間違い報告<接種間隔誤り>

ワクチンの種類	件数 (件)	【再掲】接種時期別件数				
		接種時期	回数	接種間隔	件数 (件)	割合(%)
HPV	118	2回目	—	(2価・4価)1月以上 (9価)初回接種15歳になるまで:5月以上 初回接種15歳になってから:1月以上	9	7.6
		3回目	—	(2価)2回目の注射から2月半以上 (4価)2回目の注射から3月以上 (9価)2回目の注射から3月以上	101	85.6
		他・不明	—	—	8	6.8
ヒブ	43	初回	3回	27日(20日)以上	2	4.7
		追加	1回	初回接種終了後、7月以上	37	86.0
		他・不明	—	—	4	9.3

令和6年度予防接種の間違い報告<接種間隔誤り>

間隔	解釈
〇〇日以上	<u>ポイント: 初日(接種日)を不算入で数える。= 中〇〇日あける・次の週の同じ曜日以降</u> <4月1日(月)に接種し、「6日以上」の間隔において接種する場合> 4月2日から数えて6日後の4月8日(月)から接種可 →接種間隔が「$7n-1$」日となっている場合、n週間後の同じ曜日に接種可
〇〇月以上	<u>ポイント: 暦に従って計算する = 月によって日数にばらつきがある。</u> <4月1日に接種し、「6月以上」の間隔において接種する場合> 10月1日の前日までで6月経過と考える=10月1日から接種可 (5月31日接種の場合)11月30日で6月経過→12月1日から接種可
〇〇月半以上	<u>ポイント: 〇〇月後の月が何日までであるかで「半」の日数が変わる。</u> 28日→14日 29日・30日→15日 31日→16日 <4月1日に接種し、「2月半以上」の間隔において接種する場合> 2月の間隔をおくと6月1日。6月は30日までであるため「半」は15日。 =6月1日から15日の間隔をおくと、6月16日から接種可

令和6年度予防接種の間違い報告<不必要な接種>

ワクチンの種類	件数(件)	割合(%)
日本脳炎	19	3.7
コロナ	11	2.2
HPV	10	2.0
インフルエンザ	10	2.0
ヒブ	4	0.8
DT	4	0.8
MR	3	0.6
B型肝炎	2	0.4
小児用肺炎球菌	2	0.4
ロタウイルス	2	0.4
DPT-IPV	1	0.2
DPT-IPV-Hib	1	0.2
風しん	1	0.2
総計	70	14

令和6年度予防接種の間違い報告＜不必要な接種＞

- ✓ 母子手帳等により接種回数を確認！
（受付時・問診時のダブルチェック体制）
- ✓ 接種後の母子手帳とカルテへの記録
- ✓ 成人は、成人用の予防接種記録手帳の活用
を検討

（予防接種の記録(1)） Immunization Record

感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも）を守るために、
予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防
接種の効果と副反応をよく理解し、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 月 日)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot No.
インフルエンザ B型 (H1N1) Haemophilus influenzae type b	1回 28.4.19	ヒブ L1362 Exp. 2017.07.11
	2回 28.6.09	ヒブ L1511 Exp. 2017.10.10
	3回 28.7.29	ヒブ L1511 Exp. 2017.10.10
	追加 29.4.21	ヒブ M1209 Exp. 2018.04.28
肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae	1回 28.5.31	プレベール 13v 18804A 7v17-Exp. 2018.1.31
	2回 28.7.15	プレベール 13v 12910A 7v17-Exp. 2018.8.30
	3回 28.10.14	プレベール 13v 12910A 7v17-Exp. 2018.8.30
	追加 29.2.14	プレベール 13v 18804A 7v17-Exp. 2018.1.31

ジフテリア・百日せき・破傷風・
Diphtheria・Pertussis・Tetanus・P

時期	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 月 日)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot No.
第1期 1回	混合	28.5.17	dDPT-IPV A028B Exp. 2017.3.18
第1期 2回	〃	28.7.07	dDPT-IPV A030A Exp. 2017.3.23
第1期 3回	〃	28.9.27	dDPT-IPV A031A Exp. 2017.5.18
第1期 追加	〃	30.1.23	DPT-21 〇ン 4021B Exp. 2018.3.20
第2期 (DT)			

（予防接種の記録(2)）

接種年月日 Y/M/D (年 月 日)		メーカー/ロット Manufacturer/ Lot No.
		BCG KH249
ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 月 日)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot No.
麻疹 はしか Measles	第1回	M.Y. Y210 Exp. 2017.12.17
風疹 はしか Rubella	第2回 2021.10.15	M.Y. Y283 Exp. 2021.03.08
ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 月 日)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot No.
水痘 Varicella	1回	水痘 〇ン VZ196 Exp. 2018. 4.11
	2回	水痘 〇ン VZ220 Exp. 2019. 5.2

その他

予防接種番号は [redacted] です。
予防接種を受ける時は、予防票にこの番号を記入して下さい。

予防接種の間違いを防ぐために

○予防接種による間違いを防ぐために（2025年4月改訂版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001523756.pdf>



予防接種で間違いがあった場合の対応(例)

※すべての対応が必要ということではありません。状況に応じた対応が求められます。

- 直ちに被接種者の保護者あるいは被接種者本人に間違いがあったことについて謝罪するとともに、有効性や安全性に問題があるかどうか、また、その後の対応などについて説明しましょう。
- 定期接種/臨時接種の場合は、委託元の自治体担当者に間違いに関する報告を行うとともに、(必要であれば)対応などについて相談しましょう。
- 健康観察が必要となる場合、体調（体温、接種部位の腫脹、発疹、そのほか普段と違った様子など）について、不活化ワクチンでは1週間程度、生ワクチンでは1か月間程度確認しましょう（副反応疑い報告書に記載がある期間を考慮します）。
- 血液などの検査が必要な場合、必要な項目について実施しましょう。
- 再発防止策を早急に検討し、実施しましょう（すでにマニュアルなどがあれば再確認しましょう）。

【血液検査を実施する場合】

1 有効性の確認

接種4～8週後に適切な方法による抗体価測定を行い、抗体陽性であるかどうかを確認。

例

麻疹:中和法で1:4未満、EIA法(IgG)でカットオフ値未満の場合は**抗体陰性**
風疹:HI法で1:8未満、EIA法(IgG)でカットオフ値未満の場合は**抗体陰性**

2 安全性の確認

接種時の状況や感染が疑われる病原体の種類に応じて、接種当日、1か月後、3か月後、半年後など複数回の検査を行う。

例

一般検査（白血球数、血小板数など）
生化学検査（AST、ALTなど）
感染症検査（B型肝炎、C型肝炎、HIV、HTLV、梅毒など）



予防接種健康被害救済制度

- 予防接種健康被害救済制度の概要について
- 医療機関への依頼事項について
- 自治体への留意事項について

予防接種健康被害救済制度の概要について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。



**予防接種（定期接種、臨時接種）による健康被害が生じた場合には、
予防接種法に基づく救済が受けられます。**

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

予防接種健康被害救済制度の概要について

給付の種類

医療機関で医療を受けた場合

医療に要した費用（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用が支給されます（※1）。

医療費及び医療手当

障害が残ってしまった場合

障害児養育年金または障害年金
（18歳未満）（18歳以上）

亡くなられた場合

葬祭料、死亡一時金（※2）

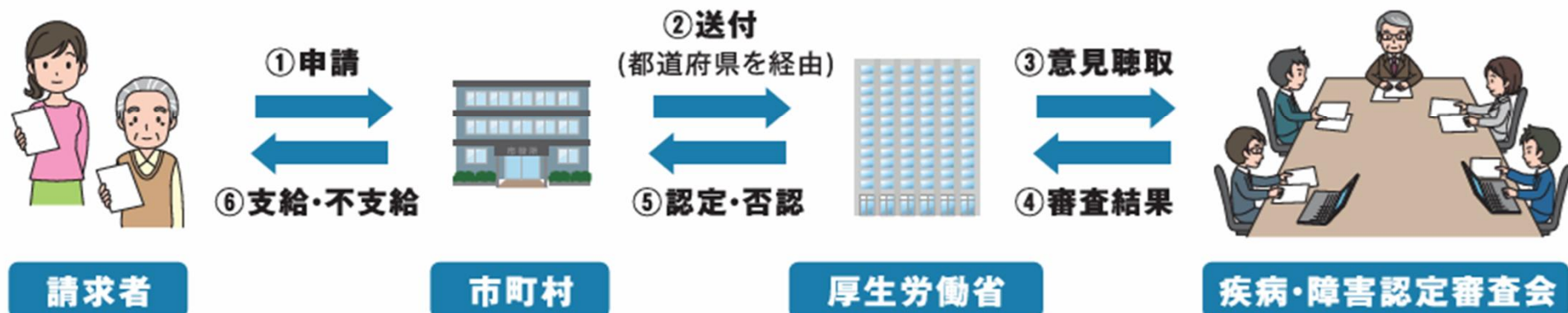
高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの請求には請求期限があります。

（※1）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は入院相当の場合に限ります。

（※2）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は遺族一時金または遺族年金が支給されます。

予防接種健康被害救済制度の概要について

給付の流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

給付の決定

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村から支給できるかどうかをお知らせします。

予防接種健康被害救済制度の概要について

請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、

行政機関が用意する書類(例:医療費・医療手当(コロナ))

- ◆被接種者経過概要
- ◆調査委員会報告書及び議事録
- ◆予診票
- ◆副反応疑い報告書(提出があった場合のみ) 等

住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

予防接種健康被害救済制度の概要について

新型コロナワクチン予防接種健康被害救済申請状況(愛知県)

2025年7月末時点の集計件数

症状	県の副反応等見舞金		国の予防接種健康被害救済申請状況(参考)			
	申請受理件数	支給済件数	受理件数	うち認定	うち否認	うち審査中
1 アナフィラキシー	69件	69件	70件	67件	3件	0件
2 血栓症	9件	9件	9件	7件	2件	0件
3 心筋炎	34件	34件	35件	34件	1件	0件
4 心膜炎	10件	10件	10件	8件	1件	1件
5 死亡に至った症状	47件	47件	78件	54件	17件	7件
6 その他の症状	550件	550件	600件	355件	149件	96件
合 計	719件	719件	802件	525件	173件	104件
(2025年4月からの増減)	(+14件)	(+14件)	(+21件)	(+16件)	(+13件)	(Δ7件)

医療機関への依頼事項について

受診証明書等の作成のお願い

- 患者様から、受診証明書等の作成の相談があった場合には、必要な書類作成に御協力をお願いします。
- 受診証明書等については、患者様が申請に係る症状又は疾病により医療機関を受診したことを示すものです。 予防接種と健康被害の因果関係については、国において、審査・判断を行っており、因果関係の証明を医療機関側に求めるものではありません。
- 診断書については、医師法において、正当な事由がなければ交付の求めを拒んではならないことが規定されています。(法第19条第2項)

医療機関への依頼事項について

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 7 日

〔都道府県〕
各市町村
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
医政局医事課

予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について

予防接種行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

予防接種健康被害救済制度については、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種を受けた方を対象に、不可避免的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、接種後に健康被害を生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、同制度に基づき適切に救済がなされる必要があります。

こうした中で、予防接種を受けられた方や医療関係者が、予防接種健康被害救済制度に対して、より一層の理解を深め、同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、下記のとおり、自治体及び医療機関における留意事項をお示ししますので、内容について御了解いただくとともに、管内の医療機関に対して周知をお願いいたします。

なお、本件については、日本医師会に情報提供済みであることを申し添えます。

記

1. 自治体において留意いただきたい事項

1) 予防接種健康被害救済制度の周知に関する事項について（再周知）

予防接種健康被害救済制度は、予防接種法に基づく予防接種が公衆衛生の見地から国民の生活を広く守るために行われるものである一方で、一定の割合で不可避免的に健康被害が生じうるものであることに鑑み、健康被害を受けた者に対して国として救済を行う重要な制度です。「令和 6 年度以降の新型コロナワクチンの接種による健康被害に係る救済措置の取扱いについて」（令和 6 年 3 月 11 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）及び「予防接種

法に基づく健康被害救済制度における事務に当たって留意すべき事項について」（令和 6 年 4 月 15 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）によりお知らせしているとおり、救済を受けようとする方が適切に手続を行うことができるよう、当該事務連絡の内容を十分に御了解の上、管内住民及び予防接種実施医療機関等に対して、引き続き、同制度の周知を図っていただきますようお願いいたします。また、同制度の周知においては、接種を受けられる方等に配布するリーフレット（※1）等の媒体もご活用ください。

（※1）当省のホームページに掲載しているリーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf>



2) 予防接種健康被害調査委員会に関する事項について

「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和 52 年 3 月 7 日衛発第 186 号厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、市町村長は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会を設置することとされています。当該委員会においては、市町村長からの指示により、主として予防接種による健康被害発生に際し、当該事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集等といった、当該事例に関する医学的な見地からの調査を行うものとされており、当該委員会において予防接種と健康被害の因果関係の判断は要しておりません。各自治体におかれましては、予防接種法の趣旨に鑑み、迅速な救済が図られるよう、当該通知を踏まえた遅滞ない進達をお願いします。

2. 医療機関において留意いただきたい事項（予防接種健康被害救済制度に係る申請書類の作成について）

予防接種健康被害救済制度では、申請を希望される方が、受診証明書等の書類を、接種を受けた時点で住民票が所在する市町村に提出し申請する必要があります。

医療機関（※2）におかれましては、制度の趣旨（※3）をご理解いただくとともに、申請を希望される方から受診証明書等の作成の相談があった場合は、円滑な申請が可能となるよう、受診証明書等の書類が、申請を希望される方の申請に係る症状又は疾病について当該医療機関を受診したことを示すもの等であることにご留意いただいた上で、必要な書類の作成にご協力をお願いいたします。

（※2）必ずしも当該申請に係る予防接種を実施した医療機関であるとは限らず、申請に係る症状又は疾病に関して受診した医療機関を指します。

**予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について
（令和7年7月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）**

自治体への留意事項について

(1) 制度の周知について

- 救済を受けようとする方が適切に手続きを行うことができるよう、住民及び医療機関等に対して、引き続き、制度の周知について御配慮ください。

予防接種後健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。



予防接種（定期接種、臨時接種）による健康被害が生じた場合には、
予防接種法に基づく救済が受けられます。

予防接種を受けたときに住民票を登録している市町村にご相談ください。

給付の種類	
医療機関で医療を受けた場合 医師に要した費用（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用が支給されます（※1）。	医療費及び医療手当
障害が残ってしまった場合	障害児養育年金または障害年金 （18歳未満） （18歳以上）
亡くなられた場合	葬祭料、死亡一時金（※2）

高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの請求には請求期限があります。

（※1）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は入居相当の場合に限ります。
 （※2）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は遺族一時金または遺族年金が支給されます。

予防接種の副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的よく見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や神経障害などの健康被害と考えられる副反応があります。しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時にかった感染症などが原因であることがあります。

予防接種健康被害救済制度ではワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。



ひとしごと、みんなの未来を
厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト

換気や手洗い、手指消毒、マスクの効果的な場面での着用等の
基本的な感染防止対策をお願いします

手洗い犬
ゴッシー

手洗い犬
しゃぼん
ちゃん

予防接種健康被害救済制度について

ページID:0465802 掲載日:2024年3月25日更新 印刷ページ表示

健康被害救済制度の相談先及び申請先は、お住まいの市町村(※)となります。

※予防接種の接種時に住民票を登録していた市町村

なお、令和6年度以降の新型コロナワクチン接種による健康被害に係る救済措置の取扱いについては、以下をご覧ください。

救済の請求日は、令和6年4月1日以降ですか？

はい

救済を求める原因となった接種の接種日は、令和6年4月1日以降ですか？

はい

救済を求める原因となった接種は、定期接種として行われたものですか？

はい

予防接種健康被害救済制度の「B 救済の適用除外」として市町村に請求

いいえ

予防接種健康被害救済制度の「A 救済の適用」として市町村に請求

いいえ

予防接種健康被害救済制度の「B 救済の適用除外」として市町村に請求

いいえ

医薬品副作用被害救済制度で「救済の適用除外」として市町村に請求

いいえ

すなわち定期接種の場合

知事ページ

- 知事記者会見(新型コロナウイルス感染症関連)
- 県民の皆様へのメッセージ(5類移行後)
- 東海3県の連携
- 【終了】県民・事業者の皆様へのメッセージ(緊急事態宣言等)
- 【終了】県民の皆様へ～あいちの医療を守るための緊急メッセージ～

事業者の皆様へ(支援制度等)

寄付の受付等

- 医療従事者の応援のための寄附

県の情報

- 記者発表資料(感染者の発生情報等)
- 記者発表資料(新型コロナウイルス感染症関連)
- お知らせ

自治体への留意事項について

(2) 予防接種健康被害調査委員会について

- 国通知に基づき、市町村長は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、本委員会を設置することとされています。
- 当該委員会においては、市町村長からの指示により、主として予防接種による健康被害発生に際し、当該事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集等といった、当該事例に関する医学的な見地からの調査を行うものとされており、当該委員会において予防接種と健康被害の因果関係の判断は要していません。
- 迅速な救済が図れるよう、引き続き、遅滞ない進達に御協力をお願いします。

自治体への留意事項について

(3) 進達方法について

- 情報セキュリティ対策を講じた上で、DVD等の電子メディアや電子メール送付等の電磁的方法の活用をお願いします。
- 国様式例に基づく、被接種者経過概要の作成をお願いします。
- 進達書類チェックリストの使用、及び進達書類は当該チェックリストの順番へ並び替えをお願いします。

予防接種法に基づく健康被害救済制度における事務に当たって留意すべき事項について
(令和6年4月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)

最新の予防接種施策について(デジタル化)

【接種対象者】予診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなる。

接種勧奨の通知をスマートフォンで受け取ることができる。また、過去の接種記録を参照できる。

里帰り出産等の例外的な住所地外接種を希望する方の事前申請等の現在の手続きが不要となる。

【医療機関】電子的に過去の接種記録の確認や接種間隔等をシステムでチェック可能となり、間違い接種防止に繋がる。

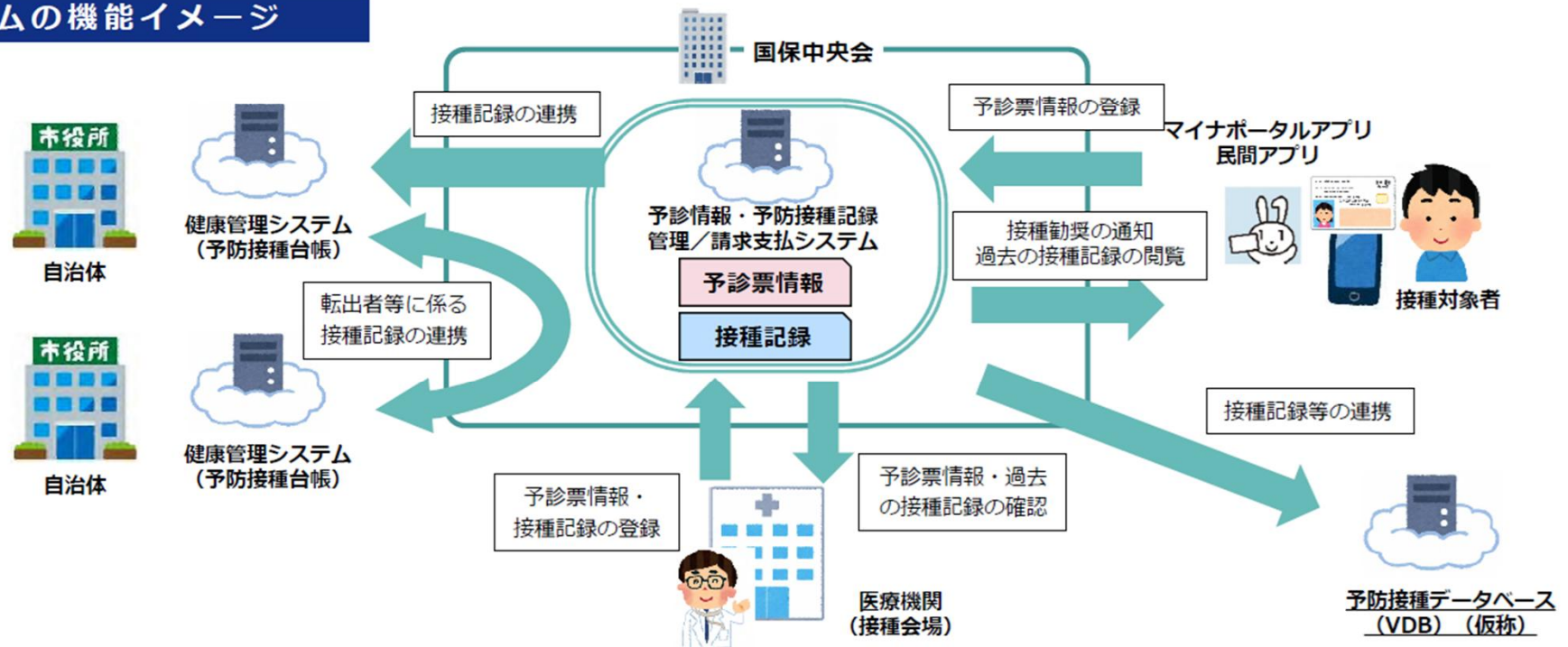
接種記録を電子的に登録することができ、市町村に紙の予診票や請求書の送付が不要になる。

【市町村】接種対象者のスマートフォンにデジタル予診票や接種勧奨のお知らせを送付できる。

医療機関が電子的に登録した接種記録が市町村に連携され、接種記録のシステムへの入力が不要となる。

転出入があった場合でも、市町村間で連携して住民の過去の接種記録を閲覧できる。

システムの機能イメージ



御清聴いただきましてありがとうございました。
引き続き、安心・安全な予防接種の実施に
御協力いただきますようお願い申し上げます。

愛知県 保健医療局 感染症対策課
調整・ワクチングループ